

第三者評価結果公表基準（一時保護所）

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ワークショップいふ

②評価調査者研修修了番号

06-032（SK2021279）
13-007（S2021107）
14-002（SK2021278）

③施設名等

名 称：	熊本市児童相談所 一時保護所
施設長氏名：	西 健一
定 員：	20
【施設の概要】	
開設年月日	2012/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	熊本市
職員数 常勤職員：	13
職員数 非常勤職員：	6
有資格職員の名称（ア）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	7
有資格職員の名称（イ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	2
有資格職員の名称（エ）	幼稚園教諭
上記有資格職員の人数：	1
有資格職員の名称（オ）	教諭
上記有資格職員の人数：	1
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	
施設設備の概要（ア）居室数：	13
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

・一時保護された児童に対して、安全で安心な生活環境を提供する。

⑤施設の特徴的な取組

・安全で安心な生活環境の提供
・基本的生活の指導の実施
・所内外レクリエーション（スポーツ大会）の定期的な実施
・季節行事（七夕、スイカ割り、クリスマス会、節分等）
・児童の学力に応じた教育、学習指導

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2022/10/25
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2023/3/23
前回の受審時期（評価結果確定年度）	

⑦総評

◇ 特に評価が高い点

* 職員間での情報共有と適切な情報管理

毎朝職員会議を開催し、前日の子どもの様子や行動、健康状態、服薬内容など、日誌に基づいて丁寧な引継ぎを行い、シフト制での勤務でも、情報が十分に全職員に周知されるように取り組んでいる。

子どもの個人情報、常時施錠可能な職員室に保管し、職員が離籍する際は、その都度しまうことを徹底するとともに、USBメモリーなど電子媒体の取扱いは、「熊本市情報セキュリティ対策基準」にそって行われている。

* 美味しい食事の提供

食事は外部業者に委託しているが、管理栄養士による栄養バランスに配慮された献立で、美味しい食事が提供されており、子どもにも喜ばれている。また、検食者以外の多くの一時保護所職員が同じ食事を摂っており、食事を通しての話題作りなどに良い状況だと思われた。

* 一時保護所運営の見直しと業務の改善に向けた姿勢

一時保護所長は、第三者評価受審を機に一時保護所運営を見直し、業務改善に向けてリーダーシップを発揮したいとしている。また、夜間職員も含めて全職員が自己評価に真摯に取り組み、課題把握に取り組んでいる。今後、自己評価を毎年実施し、定期的な第三者評価を受審することで一時保護業務の質の向上が期待できる。

◇ 改善が求められる点

* 事業計画の策定と目標設定

年間計画として「所外・所内レク予定表」や人材育成等の計画はあるが、単年度における事業内容が具体的に示された事業計画の策定は見られなかった。今後は、職員体制や人材育成、施設設備、養育・支援等に関して事業計画を策定し、計画に基づく取組を実施することが望まれる。

* 災害発生を想定した避難訓練の定期的な実施

日頃から非常口、避難経路、消火器の位置等について子どもたちに伝え示している。しかし、一時保護所における避難計画の策定と避難訓練の実施記録は確認できなかった。

一時保護所は、閉鎖的な環境であることから災害発生時のスムーズな避難は重要である。少人数の勤務体制となる夜間の災害を想定した訓練や、関係部署との連携体制を構築し、毎月1回以上の避難訓練の実施が求められる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

熊本市児童相談所一時保護所では、初めて第三者評価を受審しました。自己評価や訪問調査をとおして、子どもの権利保障に関することなど、現状を振り返り、課題を把握・共有する良い機会となりました。

今回、情報の共有化や適切な情報管理、食事の提供などで高い評価をいただきましたが、今後もさらなる充実を図っていきたいと考えています。

一方、改善事項として、事業計画の策定、定期的な避難訓練の実施など、多くのご指摘をいただきました。早急に改善に向けた取り組みを進めてまいります。

評価結果を踏まえ、入所児童により安全で安心な生活環境を提供できるよう、職員全員で話し合い、子どもの権利保障の取り組みを推進するなど、施設運営の質の向上に努めてまいります。

⑨第三者評価結果（別紙）

熊本市児童相談所 一時保護所

Ⅰ 子ども本位の養育・支援 1子どもの権利保障		第三者 評価結果
	1 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護にあたり、子どもの権利について、担当児童福祉司が「子どもの権利ノート」を使用して子どもに説明することになっている。 一時保護所では、生活の日課やルールについて説明し、保護所内で出来ること、出来ないこと等を分かりやすく伝えることとしている。また、職員には、何でも安心して相談できるような雰囲気づくりを心がけ、子どもの不安に配慮し、寄り添う姿勢を大切にしている。 子どもの権利及び制限される内容、その理由について、子どもが十分理解して一時保護所で生活できるように、年齢や理解力に応じて、更に分かりやすく工夫したツールを作成し、丁寧に説明することが期待される。		
	2 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護された子どもに対して、保護所職員は最初に「意見や要望はいつでも職員に言ってください」と、伝えている。また、職員は子どもの様子を観察しながら声掛けしたり、気分転換に散歩に誘うなど、寄り添いながら、職員とのかかわりの中で意見が表明出来るように支援している。 子どもは月2回、アンケートに意見を書く機会が確保されており、意見や内容に対する返事は、一時保護所長から口頭で伝えられている。 一時保護の期間は、約2週間から原則2カ月以内とされており、今、実施されている月2回のアンケートで子どもの意見表明は十分なのか、意見表明から対応までの現在の仕組は、一時保護の質の向上に機能しているか等、子どもの意見を尊重する視点で、現状を見直すことが望まれる。また、意見箱の設置等により、子どもの意見をより積極的に把握する工夫も期待したい。		
	3 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護開始にあたり、担当児童福祉司が子どもに対して一時保護の理由や目的、保護期間の見通しなどを伝えており、不服申し立ての方法等については、保護者に説明することとしている。 一時保護所への入所前に、担当児童福祉司が子どもに対して、施設内部の写真を見せながら、一時保護所での生活や注意事項などを説明し、一時保護所での生活について理解を得るように努めている。 一時保護とは、子どもが安全で安心できる場所を提供し、その後の安全・安心な生活をつくっていくことが目的であることを、子どもが十分納得して生活できるように、子どもの年齢や状況に合わせて、分かりやすく工夫した資料を用意しておくことも必要と思われる。		
	4 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	—
【判断した理由・根拠】 子どもと担当児童福祉司との面接の際に、家族との調整状況や、一時保護の見通し等について説明されており、面接時の内容等はケース台帳に記載されている。一時保護所の職員は、児童相談システムからケース台帳にアクセスし、内容を把握している。		
	5 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	—
【判断した理由・根拠】 一時保護解除に向けての対応は、担当児童福祉司が担っており、子どもの意向や意見を十分に聞いて把握し、一時保護解除後の生活等について検討がなされている。一時保護所職員が保護解除について直接子どもに伝えることはないが、子どもから不安の声等が聞かれたときは、速やかに担当児童福祉司に伝え、適切に対応することとしている。 「退所告知は、原則として退所直前に担当児童福祉司が行う」と児童相談所実務マニュアルに記載されている。退所告知のタイミングは、子どもの気持ちを十分配慮して行われているか、子どもの立場に立って再検討することも望みたい。		
	6 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	—
【判断した理由・根拠】 一時保護中に実施される担当児童福祉司・担当児童心理司と子どもとの面接の中で、一時保護解除に向けた段階や、一時保護解除後の相談や支援体制についても説明されている。 面接の内容は、ケース台帳に記載されており、一時保護所職員も児童相談システムで内容を把握することができている。		

	7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護所内では、定められた日課に沿って、定められた場所で生活することがルールとなっており、外出や通学、通信、行動に関しては制限された集団生活となっている。 高校生に関しては、安全確保が確認できる場合に限り、本人の意思を尊重して、通学の支援を行っているケースもある。また、本人の意思を尊重し、安全が確保された場合は、定期テスト・修学旅行・運動会・入学式・卒業式等の行事に参加出来るよう支援している。 子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で、制限は必要最小限となっているか、継続して検討することが望まれる。			
	8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 入所開始にあたり、担当児童福祉司が、「子どもの権利ノート」を使用して、子どもの権利・権利侵害について、説明している。 一時保護所では、子どもに「一時保護所のルール」を説明する際、一時保護所内でのいじめや暴力は、児童間だけではなく職員からの暴力も厳しく禁じられていることを伝えている。暴力行為を受けたり、見たりしたときは、職員に相談するように伝えている。 一時保護所の職員による子どもへの虐待についての記録は見られなかった。 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じた時の対応について、対応指針を定めておくことが望まれる。また、職員の心のケアや職員研修の充実等が望まれる。			
	9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護開始にあたり、担当児童福祉司が、「子どもの権利ノート」を使用して、子どもの権利・権利侵害について、説明している。 一時保護所では、子どもに「一時保護所のルール」を説明する際、一時保護所内でのいじめや暴力は、児童間だけではなく職員からの暴力も厳しく禁じられていることを伝えている。暴力行為を受けたり、見たりしたときは、職員に相談するように伝えている。 子ども同士での暴力や問題行動が生じた際は、事実の確認・聴き取りの内容、要因分析・今後の対策を検討して記録に残し、児童相談所所長へ報告している。 子ども同士での暴力等の防止のために、一時保護所職員の観察力の向上や、気づいたときの対応方法について職員研修の充実が望まれる。			
	10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 これまで、文化、慣習等による食習慣や日課の違いなどのため、特別な配慮を必要とする子どもを一時保護した実績はないが、今後、配慮が必要な子どもを受入れる場合には、個別に検討し、可能な限り対応したいとしている。 文化・慣習・宗教等による食習慣の違う子どもを保護する場合を想定した対応指針の策定が望まれる。			
	11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 LGBT等、性的指向または性自認に配慮が必要な子どもを一時保護した実績はないが、今後、配慮が必要な子どもを受入れる場合には、個別に検討し、可能な限り対応したいとしている。 性的なアイデンティティへの配慮が必要な子どもの保護を想定した対応指針の策定が望まれる。			
2養育・支援の基本			
	12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護の受入れについては、得られた情報をもとに、子どもの状況や、障がいのあるなし、医療的支援の必要性等に配慮し、一時保護委託も含めて受理会議において、子どもの安全の視点で検討され、決定されている。 子どもが一時保護所に入所してきた時は、一時保護所長が子どもの顔を見て挨拶し、「あなたを受入れ、しっかり関わりますよ」と優しく話し、子どもの不安を少しでも軽減し、一時保護所で安心して生活ができるようにコミュニケーションをとっている。 職員は、子どもからの相談や依頼には誠実な対応を心がけ、子どもの思いに寄り添い、受容的な姿勢を大切にしてい、コミュニケーションに配慮し信頼関係構築に努めている。 今後、プライバシーの配慮に関する職員研修等の取組も期待したい。			

	13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護所職員は、日々の生活の中で、子どもの様子や行動を注意深く観察し、良い所を見つけ、言葉にして褒め、しっかり見守っていることが子どもに伝わるように取り組んでいる。 学習では、できることから始めることで自信がつくように支援している。また、体育やレクリエーションも頑張ったこと、できたことを褒めて、自尊感情が育まれるように応援し、様々な場面で、一人ひとりの子どもにメッセージを発信し、エンパワメントに繋がる養育・支援に努めている。 屋内体育館では、バドミントン・バスケットボール・卓球など、所内スポーツレクリエーションが実施されており、子どもたちの楽しい時間となっている。 しかし、「空き時間が多くて暇だった」「長くいるとだんだんすることがなくなる」などの子どもの声も聞かれることから、子どもが主体的に活動し、自己表現の機会が更に増えるような環境整備への取組も期待したい。			
	14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 子どもの成育歴や家族歴等についての聞き取りは、担当児童福祉司が行うことになっており、一時保護所職員が、直接、聴取はしないことになっている。しかし、子どもが生活の中で話してきた大切な情報は、速やかに担当児童福祉司に伝えられ、一時保護所内職員間でも情報が共有されている。 警察から事情聴取が行われる際は、担当児童福祉司や、必要に応じて、児童相談所に常駐している警察職員が子どもに付き添い、子どもの不安が軽減されるよう配慮している。一時保護所の職員は、帰所した子どもの労を労い、温かく迎えることとしている。			
Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備 1適切な施設・環境整備			
	15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	b
【判断した理由・根拠】 児童養護施設の設備運営基準で定める居室、相談室、調理室、浴室等の必要な設備を備えて運営が行われている。 学齢児以上は居室エリアが男女別に分けられ、それぞれの棟の入り口は常時施錠されており、行き来は制限されている。居室は内側から施錠可能で、窓用フィルムとカーテンでプライバシーに配慮されている。 中庭やラウンジには日差しが入り、閉鎖的な環境の中でも開放感が感じられるような設計となっている。定員を超えた受入れを行う場合は、子どもへのストレスやプライバシーに配慮し、長期にわたらないように一時保護委託等の対応策を検討することも必要と思われる。			
	16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	b
【判断した理由・根拠】 子どもには入所時に生活上の日課やルールが伝えられ、日課に沿った集団生活が営まれている。日課に馴染まない子どもは、必要に応じて居室で静養するなど、子どもの状況に応じた対応が行われている。 受験前など子どもが希望する場合は、就寝時刻を延長し、23時まで自室で学習できる環境が確保されている。 入所にあたり、子どもは私服から一時保護所が用意した衣服に着替えることになっている。また、頭髪の色は、本人同意の上、黒髪に染め直すことになっている。 現在の生活日課やルール、個室の活用等について、個別性を尊重した観点から改善できる点について検討することを期待したい。			
	17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	b
【判断した理由・根拠】 居室や学習室、食堂など建物の構造上対応が必要な場所には、窓用フィルムとカーテンで視線を遮り、プライバシーの確保に配慮した環境となっている。 居室はじめ廊下やラウンジ、学習室は清掃が行き届き、生活の場として清潔な空間が確保されている。 また、定期的に害虫駆除や空調フィルターの掃除、床のワックスがけを実施している。空調設備を完備し、居室の室温等適正な温度管理を行うなど、衛生的で快適な環境整備に努めている。 施錠可能な個室であっても、寝具以外、生活環境として必要な什器備品等の設置は見られなかった。目が覚めた時、時間を知るための時計が設置されるなど、安心して過ごせるための環境づくりへ更なる工夫を期待したい。			
2 管理者の責務			
	18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護所長の職務内容は「一時保護所事務分掌表」に明示し、職員に配布・周知しており、「子どもの安全、安心を最優先」を念頭に一時保護所の円滑な運営を心がけ、職員指導に努めている。 今回初めての第三者評価受審を機に一時保護所運営の見直し、改善に向けてリーダーシップを発揮している。 児童相談所で毎週実施される「調整会議」や「援助方針会議」に参加し、その内容や報告事項等を速やかに職員に周知し、共有している。 新型コロナウイルス感染防止対策など緊急時の対応について、役割分担を含め、職員に適切な指示を出すなど、管理者としての役割を遂行している。 定員を超える受入れが続く場合は、児童相談所全体の課題として捉え、関係部署との連携を更に強化し、早期に解決するための取組が必要と思われる。			

3 適切な職員体制		
	19 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護所として児童養護施設の設備運営基準以上の職員が配置され、保育士や看護師、学習指導員など必要な専門職が配置されている。 児童相談所機能強化の一環として一時保護所に令和2年度に看護師と学習指導員、令和3年度に児童指導員、令和4年度に保育士が増員されるなど、職員体制の充実に向けた取組が進められている。 しかし、近年、定員を超える受入れが続いたため、職員体制が不十分との声が職員の自己評価に複数見られた。夜間体制を含め、現状の職員体制を見直し、他部署との連携等も検討するなど、改善に繋げることが望まれる。		
	20 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 児童指導員や保育士等、各職種の役割は「一時保護所事務分掌表」に明示し、職員に周知されている。 専門職として保育士、看護師、学習指導員、レクリエーション指導員に加え、社会福祉士や幼稚園教諭などの資格を有する職員もあり、日々の子どもの養育・支援に携わっている。 現在、看護師資格を有する児童指導員が1名配置されているが、子どもの健康管理をさらに充実させるため、次年度に看護師の増員について、実現することが期待される。		
	21 情報管理が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 個人情報の取扱いは、「熊本市情報セキュリティ基本方針」と「熊本市情報セキュリティ対策基準」に基づいて行われている。 子どもの個人情報に関する書類は、職員以外入室出来ない常時施錠された職員室に保管されている。ホワイトボードに記載している個人情報は氏名と学年のみで、個人名が記載された書類は離籍する場合、その都度仕舞うことを心がけ、情報管理に努めている。 USBメモリなど電子媒体の取扱いもセキュリティ対策基準に基づき行われている。 個人情報管理に関しては、市役所全体で実施される研修や児童相談所で定期的に行われる研修に職員が参加し、知識の習得等に取り組んでいる。		
	22 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 職員の専門性の向上等、人材育成については「児童相談所人材育成基本方針」が策定されている。 育成基本方針に基づき、法制度等を学習する研修が計画的に実施されており、一時保護所の職員も参加して知識の習得等に努めている。 また、リモートによる外部研修に職員が参加し、研鑽を深めている。 職員が研修に参加する際は、児童相談所の職員が支援に入る体制が整備されている。新任者等に対しては重点的に〇JTを行う業務アドバイザーを決めて、育成に向けた取組が行われている。 しかし、一時保護所職員の専門性向上を図るための研修参加の機会は少ないように見られた。 今後、計画的な研修に一人ひとりの職員が参加出来るような取組を期待したい。		
	23 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 職員間の情報共有や引継ぎに関してはシフト制勤務のため、毎朝の職員会議で前日の子どもの様子や行動、健康状態、服薬内容など、子どもの養育・支援に関する必要な情報を引継ぎ、共有が図られている。 また、連絡ノート等を活用して全職員が情報共有できるよう工夫している。 子どもの生活の様子など、留意すべき事項は日誌に詳細に記録され、職員は児童相談システムを活用し、必要な情報を確認できる仕組みが構築されている。		
	24 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護所は児童相談所と同じ建物内にあり、担当児童福祉司、担当児童心理司と密接な連携が保てる範囲に設置されている。 日々の生活の中で、子どもの様子が気になる時は必要に応じ、担当児童福祉司や担当児童心理司に口頭や電話で伝え、共有するなど連携に努めている。 子どもの様子などが記録された日誌や子どもとの面接内容が記録されたケース台帳は、児童相談システムにより情報の共有が図られている。 一時保護が長引く場合の一時保護所への情報説明等、担当児童福祉司によっては連携に濃淡が見られるので、更なる連携の強化が期待される。		

	25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	b
【判断した理由・根拠】 時間外労働や年次有給休暇の取得状況等、労務管理に関するデータ等の就業状況は職員別に把握され、計画的な休暇の取得が勧められている。 勤務表の作成に当たっては、休暇の取得について不公平感が生じないように配慮し、休暇を希望する職員にはできるだけ希望に沿うよう配慮している。 職員の心身の健康と安全の確保に資するため、全職員向けにストレスチェックの実施やメンタルヘルス、ハラスメントに関する相談窓口が設置されている。 夜間指導員が休暇を取得した際の夜間の職員体制について、不安や負担を感じている職員もあり、夜間の勤務体制の見直し、検討も必要と思われる。			
4 関係機関との連携			
	26	医療機関との連携が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 医療機関との連携は児童福祉司が行っている。受診を必要とする子どもには児童福祉司が同行し、医療機関との連携に努めている。 子どもが体調不良の際は、児童相談所に配置されている医師の診察を受け、必要な場合は病院受診に繋げている。子どもの状況に応じ、看護師や医師と連携してチームケアを行う体制が構築されている。			
	27	警察署との連携が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 警察署との連携は児童福祉司が行っている。 児童相談所に現職警察官が常駐しており、子どもが警察の面接等を受ける際は、担当児童福祉司とともに面接の連絡調整や情報提供、面接への付き添い等を行っており、警察署との連携が図られている。 子どもの暴行や無断外出等、緊急事態が発生した場合は、警察署の迅速、適切な協力が得られるなど連携体制が構築されている。			
	28	施設や里親等との連携が図られているか	—
【判断した理由・根拠】 施設や里親との連携は児童福祉司が行っている。 一時保護解除後、施設入所が予定される子どもには、施設職員との面会や、施設見学の機会を設け、子どもの不安軽減に努めている。また、里親への委託が予定される子どもには、里親とのマッチングに時間をかけるなど、子どもの安心に繋がるよう調整し、支援している。 一時保護所職員が、保護期間中の観察から作成した子どもの行動観察表は、担当児童福祉司を通して、施設や里親に情報として提供されており、連携が図られている。			
	29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	—
【判断した理由・根拠】 病院や学校等、関係機関との連携は児童福祉司が行っている。 一時保護解除後の支援の継続性を確保するため、学校や福祉関係機関・団体によるケース会議を開催し、子どもに関する必要な情報を共有するとともに、退所後の見守り、支援体制等について協議するなど、地域のネットワークを活用した連携が図られている。			
Ⅲ 一時保護所の運営 1 一時保護の目的			
	30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	b
【判断した理由・根拠】 理念を「一時保護された児童に対して安全で安心な生活環境を提供する」とし、業務の目的として職員に周知するとともに、職員室に掲示している。 理念を実現するためには、より具体的な基本方針が明確に示されることが望まれる。理念・基本方針が職員に浸透し、日々の養育・支援の拠り所として職員間で共有されるための取り組みが期待される。			
	31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	c
【判断した理由・根拠】の 年間計画として「所外・所内レク予定表」や人材育成等の計画はあるが単年度における事業内容が具体的に示された事業計画の策定は見られなかった。 今後は、行事を含め職員体制や人材育成、施設設備、養育・支援等に関して、職員の意見等を踏まえた事業計画を策定し、計画に基づく取組を実施することが望まれる。 計画は、達成状況や実施状況の評価が行いやすいよう数値化するなどの工夫も必要と思われる。			
3 一時保護の在り方			
	32	緊急保護は、適切に行われているか。	b

【判断した理由・根拠】 緊急保護は、児童相談所の初動班の児童福祉司が対応し、子どもの理解が得られるよう説明している。 一時保護所の職員は、突然の環境変化に伴い戸惑う子どもに寄り添って不安を和らげるように心がけ、丁寧に対応している。 一時保護所への入所の際は、新型コロナウイルス感染症の抗原検査や健康チェックを行い、必要な場合は児童相談所の医師の診察や病院受診を行うなど、担当児童福祉司と連携して行っている。 閉鎖的な環境の中で保護期間ができるだけ短くなるよう三者協議や援助方針会議等を通して検討されているが、様々な事情により入所期間が長期化する事例も多くあるように伺えた。 保護期間が必要最小限となるように、更なる取組を期待したい。		
4 一時保護所における保護の内容		
	33 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 安全で健康に過ごせることを第一に、基本的な生活習慣が習得できるよう生活日課が策定されている。 起床時の布団の片付けや居室の掃除、洗濯物干し、配膳、下膳、入浴など子どもができることは子ども自身がやれるよう職員も意識しながら見守り、支援している。 日課に馴染めない子どもは、居室で静養したり、精神的に不安定な場合は、児童心理司による心理的ケアを受けるなど、無理をせず生活習慣が徐々に身に付くよう子どもの状況に合わせて生活面のケアが行われている。 自由時間は男女別にラウンジと学習室が交替で使用されている。学習時間以外に子どもたちが学習室で過ごす場合は、できるだけリラックスできるような環境を整える工夫が望まれる。		
	34 レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	b
【判断した理由・根拠】 レクリエーションを楽しめる空間として天井が高く広い体育館があり、子どもはバドミントンや卓球、ドッジボール等のスポーツを楽しむことができる。 コロナ禍以前は、所外レクリエーションとして定期的に公園や施設見学に出かけるなど、野外活動を実施していたが、現在は新型コロナウイルスの影響で自粛している。 所内活動としてお菓子作りや創作活動、クリスマス等の季節行事を行い、子どもが楽しめる機会を設けている。 また、レクリエーション指導員等のギター演奏に合わせて子どもたちが歌うなど、楽しい時間を通して心身の安定化に取り組んでいる。 遊具や備品は随時点検を行い、必要な修繕や買い換えを行っているが、結果を記録したものは見られなかった。 今後は、定期的に点検し、その記録を残すことが望まれる。		
	35 食事が適切に提供されているか	a
【判断した理由・根拠】 3食の食事は、栄養管理・調理を外部業者に委託しており仕様書により衛生管理が徹底されている。調理員は定期的に検便を実施して健康管理を行い、食事の安全・衛生を確保している。管理栄養士により1週間ごとに栄養バランスに配慮した献立表が作成され、アレルギー対応食や年齢などの個人差に応じて調整し、適切な時間に提供されている。委託業者との給食会議が行われ、メニューの検討や季節ごとの行事食、月2回のレクリエーション弁当の提供など、子どもが食事を楽しめる工夫がなされている。退所時の子どもたちのアンケートには「食事がとても美味しかった」と記入されていた。 コロナ禍のため、黙食が求められる時期は、心地よく食事を楽しめるように、静かな音楽を流す等、環境への配慮があると更に良いと思われた。		
	36 子どもの衣服は適切に提供されているか	b
【判断した理由・根拠】 子どもの衣類は、職員が毎日洗濯し清潔さが保たれている。学齢児は自分の下着と靴下を手洗いし、洗濯物を干したり、乾いたらたたむなど、自分で出来ることは自分でし、衣習慣が身に付くように支援している。私服の持ち込みは下着と靴下のみに制限しており、入所期間中は二組の衣類を用意し、貸与している。貸与の際は子どもの好みによって選択できるように複数提示している。下着については、入所児童ごとに常に新しいものを提供出来るように、適切な在庫管理が望まれる。		
	37 子どもの睡眠は適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 就寝時刻を、幼児は20時、学齢児は21時とし、起床時刻は、全員7時として設定されている。発達段階に応じた睡眠時間の確保と基本的な生活習慣の確立を支援している。中、高生の21時就寝については、子どもから不満の声も聞かれるが、受験勉強など学習する場合は、23時までの延灯を認めることとしている。空調や室温の管理はエアコン、床暖房、カーテンなどで調整し、寝具は、季節に応じてタオルケット、掛布団、毛布などを貸与し、安心して睡眠がとれる環境に配慮している。		
	38 子どもの健康管理が適切に行われているか	a
【判断した理由・根拠】 毎日起床時に検温し、健康状態を観察して児童日誌に記録している。体調不良時には児童相談所内医師による診察を受け、必要に応じて病院受診を行っている。看護師資格を有する児童指導員も配置されており、日常的に子どもの健康管理に配慮している。救急指定病院や警察、消防署などの関係機関をリストアップした連絡体制表が作成され、必要な連携が図られている。		

	39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 平日の9時30分から11時50分までを学習時間としている。受験生等は余暇時間にも学習できるように配慮されている。学年にとらわれず、子どもの特性や学力に応じた学習教材を提供し、学習指導員2名による支援が行われている。学習耐性のない子どもに対しては、適宜声かけして、興味のあるものや好きなことから始め、学習意欲を高める工夫が行われている。また、在籍校の担当教諭と面会を行う等の対応も実施されている。通学や学校行事への参加は制限されているが、必要に応じて、個別に検討し機会の確保に努めている。 定員を超過して保護する場合や、保護が長期になった子どもについて、教育・学習支援が適切に行われているか、現状の見直しが望まれる。			

	40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 未就学児については保育士2名を中心にシフト勤務による職員が保育を行っている。中庭での散歩や、遊戯室や体育館で様々な遊具を使って遊べるようになっている。三輪車や輪投げ、ブロック、ボールなどの遊具が用意されている。勤務がシフト制の為、保育士ではない職員が、未就学児に対応することもあり、子どもの年齢と発達の段階に応じた適切な保育を行うには、保育計画や保育メニュー等の作成が望まれる。			
	41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	—
【判断した理由・根拠】 家族等との面会の様子は、担当児童福祉司及び担当児童心理司によって子どもに伝えられている。一時保護所職員は、子どもの様子や発言を記録し、担当児童福祉司に伝えるなどして連携が図られている。児童相談システムや連絡簿の活用で情報は共有されている。一時保護所職員は、家族との面会前後に動揺する様子が見られる時は、子どもに寄り添い、丁寧なフォローに努めている。			
5 特別なケアの実施			
	42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 子どもの入所時に児童福祉司と児童心理司によるアセスメントが実施され、一時保護職員は、三者協議で把握された子どもの特性についての情報を共有し支援している。性被害児童に対しては可能な限り同性職員が対応するように配慮している。子どもの性的問題に応じて担当児童心理司が性教育を行うなどして対応している。男女の生活空間を出来るだけ分けて、接触が最小限となるように工夫しているが、夜勤が男性職員だけの時もあり、職員体制・設備等で改善への取組が継続されることを期待したい。			
	43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 子どもの入所時は、児童福祉司及び児童心理司によるアセスメントが実施され一時保護所職員は、三者協議で把握された子どもの特性や対応方針について情報を共有し、支援が行われている。自傷行為につながるハサミなどの刃物類、ホッチキスの芯、紐類の危険物は職員室に保管し、子どもが無断で使うことがないように管理されている。しかし、他害行為のある男児の入所が増加した時の対応に苦慮する職員の声も聞かれることから、他害・自傷への対応手順を明確にしたマニュアルの整備と応援体制の確立が望まれる。			
	44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
【判断した理由・根拠】 無断外出を行う又は可能性のある子どもについては、担当児童福祉司から情報提供が行われている。「一時保護児童の無断外出対応マニュアル」に沿って対応することとしている。今年度、入所児童の無断外出が1件発生したが、子どもは無事帰所し、保護されている。無断外出の経過概要及び発生時、発生後の職員体制等が記録されている。子どもが帰所した時は、温かく迎えて面談室で子どもからの説明をじっくり聴き、その後、居室でゆっくりと休ませるなど、適切な対応がとられている。しかし、無断外出が発生していることから、状況や対応を振り返り、マニュアルの見直しを含め、再発防止への取り組みを期待したい。			
	45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	—
【判断した理由・根拠】 重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護の事例はこれまでにない。なお、重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護が必要な場合は、他児との生活スペースの分離等に関して課題があり、家庭裁判所と協議して対応することとしている。			
	46	身近な親族を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか。	b
【判断した理由・根拠】 身近な親族等が亡くなった場合は、担当児童福祉司がその事実を伝え、子どもの意向を確認し、状況に応じて担当児童福祉司が子どもに付き添って葬儀等に列席することとしている。また、担当児童心理司が個別面接を実施し、子どもの年齢や状況に応じてグリーフケア・モーニングケアを行うこととしている。 このようなケースが発生した場合を想定した対応指針を策定することが望まれる。			
	47	被虐待児を受入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 被虐待児の受入れにあたっては児童福祉司と児童心理司によるアセスメントが実施され、事実確認や心身の状況等が把握され、一時保護所にも伝えられている。一時保護所職員は、三者協議で把握された被虐待児の背景や情報を共有し、要観察事項に沿って行動を見守り支援している。担当児童心理司や医師による心理的ケア、治療的ケアなどを行う支援体制がある。被虐待児の一時保護が増加する傾向にあることから、担当児童心理司、担当児童福祉司との更なる連携・チームケア体制の強化を期待したい。 また、被虐待児の支援上の配慮について対応指針を策定することも望まれる。			
	48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b

【判断した理由・根拠】

軽度の知的障害や発達障害を有する子どもは受け入れているが、重度の障害を有する子どもは、障害児施設等に一時保護委託を行っている。多目的トイレの設備はあるが、浴室は個浴となっており、入浴介助に適しておらず、身体障害を有する子どもの受入れにはハード面で課題が見られる。

障害児を受け入れるにあたって、受入れ可否の判断基準を予め定めておくことも望まれる。また、障がいの状況に応じて適切な介助を含んだ生活支援を実施するために、一時保護所職員の研修も期待したい。

	49	健康上配慮が必要な子どもを受入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
【判断した理由・根拠】 健康上配慮が必要な子どもを受入れる場合は、医療機関等への一時保護委託を含めて検討している。同建物内の児童相談所内には、医師が常駐しており、一時保護所には、看護師の資格を有する児童指導員の配置もあり、日中の支援体制は確保されている。服薬については、子どもごとの服薬管理表をもとにチェックシートを用いて飲み忘れや誤薬が起きないように努めている。なお、新型コロナウイルス感染症の発生等の緊急時は、一時保護所職員だけで対応することは難しく、緊急時の他部署との連携等、応援体制づくりが必要と思われる。また、健康上配慮が必要な子どもの受入れ可否に関する判断基準等を明確にしておくことも望まれる。			
	50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護開始時に、保護の経緯や子どもの特性などから無断外出の可能性について、児童福祉司から情報を受け、一時保護所職員間で情報を共有している。日頃から子どもの言動に目を配り、細心の注意を払って見守り、子どもが落ち着いて生活できるように支援することで、無断外出が発生しないように努めている。しかし、近年も数回の事例が発生している。 無断外出発生時は「一時保護中児童の無断外出対応マニュアル」に沿って対応することとしている。一時保護所職員は、他の子どもたちへ精神的動揺を与えないように配慮して対応することとしている。 過去の事例を十分に検討し、子どもの無断外出を未然に防ぐための対策を継続的に行うことが望まれる。			
	51	災害発生時の対応は明確になっているか	c
【判断した理由・根拠】 災害発生時の対応は「熊本市こどもセンター防火管理規程」に基づき、熊本市こどもセンター消防訓練実施要領が作成されている。訓練の概要は①通報訓練、②避難訓練、③消火訓練、④その他となっている。日頃から子ども達には、非常口、避難経路、消火器の位置を示している。しかし一時保護所における今年度の避難計画や、それに基づく避難訓練の実施記録は確認できなかった。閉鎖的な環境であることから災害発生時のスムーズな避難は重要と思われる。少人数勤務となる夜間の災害を想定した訓練や、関係部署との連携体制のもと、毎月1回以上の避難訓練の実施が求められる。			
	52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	b
【判断した理由・根拠】 感染症予防対策や感染症発生時の対応マニュアルが整備され、対応が明確になっている。感染症に関する基本的な業務内容や感染予防対策のポイント、必要物品が具体的に明記された手順書となっている。新型コロナウイルス感染症が発生した時に使用する部屋や、マスク・ガウンの着脱ゾーンや清潔ゾーンなど分かりやすく図面で示している。しかし、昨年から数回、保護所内の職員と子どもが新型コロナウイルスに感染した際は、様々な問題点が明らかになっている。 感染症予防と発生時の対応マニュアルについて、緊急時の支援体制も含めて見直しが行われることを期待したい。			
7 質の維持・向上			
	53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護の適正な運営を目的とした「熊本市一時保護所ガイドライン」が策定されている。また、熊本市児童相談所実務マニュアルに一時保護の目的と性格、一時保護所入所から一日の時間を追って職員が実施すべき手順や留意点が明示されている。しかし、令和2年4月1日改正の「熊本市一時保護所ガイドライン」は、厚生労働省「一時保護所ガイドライン」に示されている「子どもの権利擁護」の視点が十分に反映されているとは言えず、内容の見直しが望まれる。また、リスクマネジメントやプライバシー保護マニュアル等の支援全般にわたるマニュアルの整備も不十分と思われた。			
	54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	b
【判断した理由・根拠】 第三者評価は今回が初めての受審であり、一時保護所長は、今回の受審を改善の良い機会として捉え、今後も継続的に評価を行い、職員の理解と参画で、PDCAサイクルに基づき更なる質の向上を図っていきたいとしている。今後は、全職員による定期的な自己評価と第三者評価を実施することで、質の向上を行うための仕組みが構築されると期待できる。			
Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント 1アセスメントの実施			
	55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	—
【判断した理由・根拠】 一時保護を行うにあたり、子どもや家庭に関する情報の把握は、担当児童福祉司・担当児童心理司が行うことになっている。一時保護開始時に必要な情報が十分得られていない場合は、担当児童福祉司が引き続き関係機関と連携し、迅速に情報を得るように努めている。 一時保護所では、入所時にアレルギーや服薬状況、入院歴等について聞き取りを行っている。入所からほぼ一週間以内に開催される三者協議で子どもの情報・課題・要観察事項等の共有を図っている。			

	56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	—
【判断した理由・根拠】 一時保護開始時に担当児童福祉司が把握した子どもや家庭に関する情報は、一時保護所にも伝えられ保護所職員間で共有している。一時保護所職員・担当児童福祉司・担当児童心理司による三者協議で、要観察事項や保護所内での注意事項等が検討されており、この決定事項に沿って一時保護所内における子どもの行動観察を行うことになっている。子どもの生活全般にわたる行動観察は、行動観察表にまとめられ、行動診断として援助方針会議に提出されている。 担当児童福祉司による社会調査・一時保護所での行動診断、担当児童心理司による心理診断、医師による医学診断等の総合的なアセスメントに基づく援助方針が策定されている。			
2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施			
	57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
【判断した理由・根拠】 一時保護所での生活は、定められた日課に沿った男女別の集団生活が基本となっており、心身の状況や、発達障害等、個別ケアが必要な子どもには、柔軟に対応することとしている。 個別援助指針は、一時保護所から退所後の支援を目指して策定されており、一時保護中の養育・支援は、個別ケアを前提としているとはいえない。一時保護された子どもの個別ケアについて、改善への検討が望まれる。			
	58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行なえているか	b
【判断した理由・根拠】 日々の子どもの関わりや、行動観察を通して気づいた子どもの変化は、日誌に記録し職員間で共有されている。入所が長期になった場合は、再三者協議を実施して援助方針を見直すこととしている。最近、保護期間が長期にわたる事例の増加について、課題として捉えている職員の意見も見られる。再三者協議における検討内容、今後の見通し等について、一時保護所職員にも十分説明し、理解を得るために担当児童福祉司・担当児童心理司との連携強化が望まれる。また、長期間保護の実態を検討し、改善に向けた取組が期待される。			
3 子どもの観察			
	59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 職員は、学齢児と幼児に分けて担当し、子どもの全生活場面について関わりながら客観的な視点で行動観察を行っている。夜間の行動についても、「夜間指導員業務日誌」を通して報告されている。日々の観察結果は、日誌に記録し、児童相談システムに入力することで、子ども別の記録にも反映されている。 毎朝の職員会議で、前日の子どもの観察結果について引継ぎが行われている。 記録は、客観的事実と所見が区分けして記載されると更に良いと思われる。			
	60	観察会議が適切に実施されているか	b
【判断した理由・根拠】 毎朝の職員会議で、前日の子どもの様子について、日誌に基づいて業務引継ぎが行われている。子どもの一時保護開始からほぼ一カ月を目途に、日々の行動観察をまとめた「行動観察表」の案を作成し、一時保護所の職員会議で検討して取りまとめた後、正式な「行動観察表」が策定され、援助方針会議に提出されている。 担当児童福祉司・担当児童心理司が参加する定期的な観察会議の実施は見られなかった。			
V 一時保護の開始及び解除手続き 1 開始手続き			
	61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	b
【判断した理由・根拠】 児童福祉司からの情報や、一時保護所で行う入所時の聞き取り、状況に応じて行う健康診断等の情報をもとに、子どもの背景や特性に配慮して支援を行うこととしている。 一時保護所では、子どもは一時保護所から貸与される衣服を着用することとなっている。入所時に、体に合った衣類二組を衣類ケースから子どもが選び、貸与されている。子どもが持ち込みできるものは、服薬している医薬品と学習教材等、かなり制限されている。その他の所持品は、個人のロッカーや、一時保護所内の倉庫で保管し、貴重品は、児童相談所の金庫で預かることになっている。一時保護所内での生活に必要な歯ブラシや、運動用のシューズなどは、受入初日に支給または、貸与している。			
	62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われてるか	c
【判断した理由・根拠】 下着・歯ブラシ・眼鏡・学習道具等を除いて、私物の所持は認められておらず、一時保護所内の子どもごとのロッカーで施錠して保管され、持ち込み一覧表に記録されている。財布やスマートフォン等の貴重品は、児童相談所内の金庫で保管されている。健康保険証は、別途台帳に記録して保管している。 居室は、個室で施錠可能であっても、所持品の居室への持ち込みは一律に禁止されている。 子どもの福祉を損なう恐れのある物以外で、心理的に大切な物については、可能な限り所持できるような配慮に向けた検討を期待したい。			

2 解除手続き		
	63 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	—
【判断した理由・根拠】 一時保護中に得られた子どもに関する情報は、「行動観察表」としてまとめられ、援助方針会議を経て、担当児童福祉司から施設や関係機関に情報提供されている。		
	64 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
【判断した理由・根拠】 入所時に「一時保護児童の持ち込み品一覧」「一時保護所の倉庫預かり品一覧表」「一時保護所貸し出し物品一覧表」に記載し、それぞれの一覧表に、子どもと担当児童福祉司がサインしている。 保護解除にあたり、管理表と照合したうえで、子どもと担当児童福祉司とで返還を確認し、受領のサインを徴している。		